写

７江監第３４８号
令和７年８月１５日

江　東　区　長　殿

江東区監査委員　松　土　英　男
同　佐　竹　としこ
同　金　子　ひさし
同　髙　村　きよみ

令和７年度第１回定期財務監査の結果について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項、江東区監査基準（令和２年４月１日江東区監査委員訓令甲第１号）第１条及び第２条第１項第１号に基づいて行った監査の結果を、同法第１９９条第９項、同基準第１４条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

なお、金子委員及び髙村委員は、就任前のため、本監査には関与していません。

令和７年度第１回定期財務監査報告書

第１　監査の範囲

１　監査の対象施設

⑴　男女共同参画推進センター

⑵　清掃事務所

⑶　教育センター

⑷　江東図書館

２　監査の対象事項

令和６年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

３　監査の実施期日

令和７年５月９日（金）から同月20日（火）まで（4日間）

第２　監査の手続

施設・事業概要調書等の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

なお、施設の維持管理及び安全対策について重点監査項目として監査を実施した。

第３　監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目の施設の維持管理及び安全対策についても、特に指摘する事項はないが、一部において不適正な事例があったので別項で意見を付す。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。

第４　監査委員意見

清掃事務所において、1日に約130名が利用する敷地内の雇上（委託）業者用休憩所が築50年以上経過している。災害時においても収集事業に支障がないよう老朽化等への対応を早急に検討されたい。